

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和８年度第１回津市隣保館運営審議会
2 開催日時	令和８年７月８日（水） 午前１０時から正午まで
3 開催場所	津図書館 ２階視聴覚室
4 出席した者の氏名	（津市隣保館運営審議会委員） 青木正之、石川博之、伊藤充彦、浦出寛治、岡山勉 金子清志、中嶋宏行、西山政志、橋本幸子、原田直樹 平田政敬、福田信男、前川正和、松下美穂、松島克幸 村林秀紀 （事務局） 市民部長 野村三枝、市民部次長 古市和久 人権課長 山村武寛 人権課 調整・人権担当主幹 渥美博 人権担当主幹 前田憲一 主事 川合隆史、主事 里中利哉 中央市民館長 前田巧、橿形市民館長 小柴恵美子 長谷山市民館長 後藤章、雲出市民館長 植谷幸子 久居総合支所生活課 人権啓発担当主幹 長谷川隆一 久居北口市民館長 西川賢洋、榊原市民館長 田中秀和 久居北口文化会館長 水谷明 芸濃総合支所地域振興課 総務担当副主幹 加藤勝博 雲林院福祉会館長 増地陽一 美里総合支所地域振興課 人権啓発担当副主幹 平井

	徳昭 中野文化会館長 正岡 隆文 一志総合支所地域振興課 人権啓発担当主査 倉田健吾 川合文化会館長 西本和史 白山総合支所地域振興課 人権啓発担当主幹 大橋律子 白山市民会館長 西谷 育世 美杉総合支所地域振興課 人権啓発担当主幹 小林明美
5 内容	1 あいさつ 2 (1) 会長・副会長の選出 (2) 隣保館事業の概要について (3) 令和7年度隣保館活動報告について 事業総括について 令和8年度隣保館事業計画について (4) 各隣保館からの事業報告・計画 3 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	市民部人権課人権担当 電話番号 059-229-3166 E-mail 229-3165@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

事務局(里中)	お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今より令和8年度第1回津市隣保館運営審議会を開催させていただきます。 委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。議事に入るまでの、進行を務めさせていただきます津市市民部人権課の里中と申します。どうぞよろしくお願いします。 まずはじめに資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただいております、「令和8年度第1回津市隣保館運営審議会」全28ページの冊子が一部、「隣保館事業報告・計画」全58ページの冊子が一部、またA4サイズ両面印刷の差し替え資料を卓上にご準備させていただきました。「隣保館事業報告・計画」の20～21ページ、榊原市民館のページになります。以上3点、本日の審議会で使用します資料となります。 そろっておりますでしょうか。では進めさせていただきます。 つづいて、審議会委員の新たな任期になって初めて集まっておりますので、ご出席の委員の皆さまを50音順にてご紹介させていただきます。事前に送付させていただきました、「令和8年度第1回津市隣保館運営審議会資料」の2ページをご覧ください。 久居北口文化会館運営委員会 委員長の 青木委員 津市社会福祉協議会 会長の 石川委員 長谷山市民館運営委員会 委員長の 伊藤委員 津市自治会連合会 副会長の 浦出委員 川合文化会館運営委員会 副委員長の 岡山委員 久居北口市民館運営委員会 委員長の 金子委員 津市身障者福祉連合会 副会長の 中嶋委員 美杉人権センター運営委員会 委員長の 西山委員 雲出市民館運営委員会 委員長の 原田委員 津市民生委員児童委員連合会 副会長の 平田委員 白山市民会館運営委員会 委員長の 福田委員 津人権擁護委員協議会 津地区委員会 人権擁護委員の前川委員 津市小中学校長会の 松島委員 中央市民館運営委員会 委員の 松下委員 雲林院福祉会館運営委員会 委員長の 村林委員 また、本日ご欠席ではございますが、 津市立幼稚園長会の 足立委員 櫛形市民館運営委員会 委員の 中村委員
---------	--

榑原市民館運営委員会 委員長の 煙ヶ谷委員
津市子ども会育成会連合会 会長の 小野委員
津保育所施設長連絡協議会の 橋本委員
中野文化会館運営委員会 委員長の 横山委員
がそれぞれ就任をいただいております。
どうぞよろしくお願いします。

続きまして、私ども事務局のご紹介をいたします。

野村 市民部長

古市 市民部次長

山村 人権課長

人権課 渥美担当主幹

おなじく 前田担当主幹

川合 主事

里中 主事

久居総合支所 長谷川担当主幹

芸濃総合支所 加藤担当副主幹

美里総合支所 平井担当副主幹

一志総合支所 倉田主査

白山総合支所 大橋担当主幹

続きまして、隣保館の館長でございますが、

中央市民館 前田館長

櫛形市民館 小柴館長

長谷山市民館 後藤館長

雲出市民館 植谷館長

久居北口市民館 西川館長

榑原市民館 田中館長

久居北口文化会館 水谷館長

雲林院福祉会館 増地館長

中野文化会館 正岡館長

川合文化会館 西本館長

白山市民会館 西谷館長

美杉人権センター 小林館長

以上でございます。

それでは開会にあたりまして、野村市民部長からご挨拶を申し上げます。

野村市民部長	失礼いたします。市民部長の野村でございます。 皆様におかれましてはご多用のところ、津市隣保館運営審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、平素から隣保館の運営、並びに市政全般におきまして、多大なるご理解とご協力をいただいておりますことをこの場をお借りしまして、お礼申し上げます。ありがとうございます。 さて今年は障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、あと部落差別解消推進法、いわゆる人権三法の施行から１０年を迎えますが、部落差別解消推進法では、公共団体は部落差別解消のために相談体制の充実や、あと教育および啓発に取り組むこととされております。このため、隣保館は住民福祉の視点から地域住民が利用しやすい開かれたコミュニティセンターといたしまして、地域の課題を把握し、その解決に向けて人権啓発や相談事業に取り組んでおります。 本日は今年度第１回の審議会ということで、令和７年度の隣保館の活動報告総括、あと令和８年度の隣保館事業計画を主な議題としております。皆さまからのご意見ご助言をいただきながら進めたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いを申し上げます。 ありがとうございます。
事務局(里中)	続きまして、議事に入ります前に、本日、２１名の委員のうち、１６名の方が出席していただきしており、委員の過半数以上の出席がございますので、津市隣保館の設置及び管理に関する条例第１９条第２項の規定に基づき、会議が成立していることを報告いたします。また、当審議会の会議録作成のため、事務局におきまして、会議を録音させていただきます。よろしくお願いします。 それでは、議事を進めさせていただきます。事項（１）の会長及び副会長の選出についてです。 条例第１８条の規定に基づきまして委員の互選により、会長及び副会長それぞれ１名の選出をお願いしたいと思います。選出の方法はどの様にさせていただきますでしょうか。 （事務局一任の声）
事務局(里中)	ありがとうございます。事務局一任の声がありましたので、僭越ではございますが、事務局よりご指名させていただきます。 会長には村林様、副会長には福田様をお願いしたいと思います。 委員の皆さまよろしいでしょうか。

	ありがとうございます。それでは、会長、副会長お席の方へお願いします。 それでは、会長、副会長ご挨拶をお願いします。
村林会長	皆さま、おはようございます。議長を仰せつかりました、村林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 だんだん改良住宅に関しましては住みたい人が住めないかたちになってきている部分もあると思いますので、その点もなにか皆さんで考えていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
福田福会長	副会長の福田でございます。 精一杯委員長のサポートをしていきたいと思っております。 この前の前でしたか、金子委員から「ここへ出てきたら、何か一言言えと」というご助言があった訳ですけれども。それ以来、活発に議論ができるようになりました。そんなかたちの審議会にしていけばいいかなというふうに思っておるところでございます。よろしくお願いいたします。
事務局(里中)	ありがとうございました。 それでは、ただいまより、条例第19条第1項の規定によりまして、村林会長に議長職をお願いしたいと思います。村林会長、よろしくお願いいたします。
村林会長	議事進行につきましては、それぞれの議題について、事務局から説明をいただき、その後、委員の方々からご意見等をいただく形で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは、そのように進めてまいります。 事務局から、あらかじめお話いただくことは何かございますか。
事務局(里中)	はい、議長。 当審議会の公開についてでございますが、本市における審議会の会議の公開について、津市情報公開条例第23条において個人の情報などの不開示情報が含まれる事項について審議等を行う場合や会議を公開にすることにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障

村林会長	が生じると認められる場合を除き、会議は原則公開とする旨規定しております。 このことから、当審議会の会議につきましては、「個人の情報」などが含まれる審議等以外につきまして、原則公開する方向で取り扱うこととなりますので、よろしくお願いいたします。 以上です。 事務局の説明にありましたように「個人の情報」などが含まれる審議等以外につきまして、原則として公開となりますがよろしいでしょうか。 (異議なしの声) ありがとうございます。それでは、会議の公開につきましては、そのようにさせていただきます。 では、議事に入ります。お手元の資料「令和8年度第1回津市隣保館運営審議会」の1ページ目にごございます事項書の2番、事項(2)の隣保館事業の概要について、事務局の説明を求めます。
山村人権課長	人権課長の山村でございます。 今回、初めてご出席される委員の方もお見えでございますので、隣保館事業の概要について説明させていただきます。 お手元の「令和8年度第1回津市隣保館運営審議会」資料をご覧ください。以後、着座にて説明させていただきます。資料の方、4ページをご覧くださいと思います。 隣保館ですが、社会福祉法に基づきます隣保事業を実施する施設として活動しております。厚生労働事務次官通知によりますと、国が予算措置を行う事業等が定められております。津市では、「津市隣保館の設置及び管理に関する条例」、それから「人権が尊重される津市をつくる条例」を定めておりまして、隣保館の事業や人権が尊重される津市をつくるために必要な事項が記載されております。 次の隣保館の目的及び実施事業についてですけれども、厚生労働省の事務次官通知におきまして(1)の目的としまして、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うこととしておりまして、 (2)の事業の方では、アの基本事業として(ア)から次のページになりますけれども(カ)の6つの事業。それからイの特別事業とし

まして、（ア）から（ウ）の3つの特別事業を行うものと定められております。

続きまして5ページ、中段の2番。津市隣保館の設置及び管理に関する条例。こちら津市の条例でございますが、（1）の設置といたしまして、市民の健全な文化生活を育成し、社会福祉の増進を図ることを目的としております。そして（2）の事業の中で、アの基本事業、（ア）から（キ）までの7つ。それからイの特別事業として、（ア）から（ウ）の3つの特別事業を定めております。

次に6ページの3番、人権が尊重される津市をつくる条例におきましては、同和問題を始めとするあらゆる人権に関する問題の解決に向けた取り組みを推進し、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ることを目的として施策を推進するものとされております。

最後に4番の隣保館の役割につきましては、人権が尊重される社会づくりに関する施策を積極的に推進するものであり、その目的達成のための地域拠点施設として、地域に密着したコミュニティーセンターとしての役割と部落差別の解消に関する施策の実施など、各種人権課題の解決に資するための役割を持って活動を推進していくものでございます。

また、本審議会は「津市隣保館の設置及び管理に関する条例」の第15条第1項に基づき設置されており、隣保館事業の調査審議や意見を述べることができると定められております。

続きまして7ページをご覧ください。「隣保館の活性化に向けた運営方針」です。これまでは各隣保館ごとに事業計画を作成し、事業を推進しておりましたが、津市全体としての事業の方向性を示す必要があるのではないかと、令和元年度の第1回目の審議会でご提言いただきまして、その後、令和3年度の第1回の審議会でご審議いただき方針を策定しました。その後、令和4年度の第2回の審議会において、一部修正したものをご審議いただいた結果、お手元の現在の運営方針となりまして、こちらの方針に沿って津市の隣保館の活性化に向けて取り組んでおります。

まずは一つ目の、「ア 相談体制の充実」ですが、隣保館の相談機能は、地域における課題の発見とその解決のために重要な役割を担っておりまして、各種研修会への参加や館長会議での意見交換などを通じて職員の資質向上を図っております。また、関係機関との連携や、家庭訪問など館外での相談対応や、相談記録の作成、それから情報共有などに取り組んでおりまして、地域住民が相談しやすい環境づくりと課題の解決につながる相談体制の構築に努めることとしております。

	続きまして、二つ目の、「イ 市民意識調査結果及び人権三法を踏まえた人権啓発の更なる推進」ですが、市民意識調査結果により、部落差別などの差別意識が未だ根強く残っていることが明らかとなったことや、部落差別解消推進法をはじめとする人権三法などの趣旨を踏まえ、現在行っている人権啓発事業に加えて、教養文化講座その他の館事業の機会も利用して、より積極的な人権啓発活動に取り組むこととしております。 続きまして、三つ目の、「ウ 地域福祉の担い手としての機能の発揮」でございますが、地域における高齢化や人口減少が進む中で、独居高齢者が増加しておりまして、様々な課題を抱えた人への複合的な支援も必要となってきております。隣保館は地域福祉の担い手としての機能も有していることから、相談事業等を通じて地域の課題や住民ニーズを的確に把握し、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の関係機関や市の関係部局と密接に連携して、課題の解決に取り組むこととしております。 最後に、四つ目の、「エ 隣保館からの情報発信の充実」でございますが、隣保館の果たすべき役割を踏まえ、各館で定期的に発行している館だよりにおいて、人権啓発的要素を反映した内容を掲載するとともに、地域福祉の増進と隣保館の利用促進が図れるよう、地域住民に必要な情報を効果的に発信できる紙面づくりに取り組むなど、多様な方法で情報発信の充実に努めることとしております。 今後も、この運営方針に基づき隣保館運営事業を推進し、よりよい隣保館となるように努めてまいります。 隣保館に関する概要の説明は以上でございます。
村林会長	ありがとうございました。 続きまして事項（３）の令和７年度隣保館活動報告、事業総括、令和８年度隣保館事業計画について、事務局の説明を求めます。
山村人権課長	これらの事項に関しましては、それぞれ関連いたしておりますことから、一括してご説明させていただきます。 まずは資料の８ページ、９ページをご覧ください。こちらは令和７年度の各館の活動の概要をまとめたものでございます。これらの元になった各館ごとの活動実績は、後ろの１０ページから２１ページにございますので、またお時間があるときにご覧ください。 さて、９ページをご覧くださいますと、右下の部分、令和７年度の利用者数についてまとめてございます。令和７年度の利用者数は合計で４７，４１６名で、令和６年度と比較しますと約４．４％の減少、人数でいきますと２，１８９名の減少となりました。

今後も引き続き、地域コミュニティ施設として各種講座や、相談業務等を実施して参ります。

続きまして、令和7年度の活動報告に伴います事業総括をご説明させていただきます。

資料の方は22ページをご覧ください。先ほどもご説明させていただきました「隣保館の活性化に向けた運営方針」に基づきまして令和7年度に各館で取り組みを進めてきましたそれぞれの項目ごとに総括を行いました。

まず一つ目の、「ア 相談体制の充実」についてです。

①の、研修参加状況についてですが、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあり、令和6年度より外部の研修へ参加しやすい状況になり、昨年度に引き続き研修会への参加人数が増加いたしました。特に三重県が実施しております「人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座」には多くの館職員が参加し、部落問題、障がい者、女性や子どもの人権等、様々な人権課題について学ぶことができました。また、近年では教育に関する相談件数が全体の2割を占める中、子どもや教育に関する研修に多数の職員が参加し、スキルアップに努めました。さらに、令和7年度は、榊原市民館の館長、白山市民会館の館長が、それぞれ第18回の「隣保事業士」の資格認定講習に参加をいたしました。これらのほか、三重県隣保館連絡協議会の県外視察研修や、全国隣保館職員東日本ブロック研修会等の県外の研修にも参加し、その地域での差別の歴史について学ぶことができました。令和7年度は全館合わせますと151回の研修に参加することができました。今後も引き続き、積極的な研修参加を通じて相談業務の資質向上に努めていきたいと考えております。

次に②の館長会議についてですが、令和7年度は、令和7年の4月14日、それから7月10日、それから令和8年の1月28日の3回、館長会議を実施しました。

1回目の会議では、三重県隣保館連絡協議会の理事会への情報共有や役員の輪番の確認について行いました。第2回の会議では、「隣保館の運営審議会へ提出する資料」などについてを議論を行い、第3回の会議では、「令和8年度の予算について」や、「中央市民館と楡形市民館からの情報共有」などを議論いたしました。今後も館長会議を定期的開催し、館同士の繋がりを強め、相談体制の充実に向けて、互いに資質向上に努めて参ります。

次に③の相談件数についてでございますが、令和7年度の隣保館への相談件数は12館、合計で993件ございました。分野別では、福祉・健康についての相談が556件ございまして、全体の約

半数の５６％を占めております、次に教育についての相談が１９７件で全体の約２０％、次に人権についての相談が２９件で全体の約３％でございました。今後も様々な内容の相談に対して対応できるよう、資質向上に努めて参ります。

最後に、【課題と今後の方針】についてでございますが、人口減少に伴いまして、今後、確実に相談件数が減っていく中で、相談者に寄り添った相談や支援を行うことができるように、人権擁護委員や三重県人権センターなどの関係機関との連携を深めるとともに、相談を受ける職員のスキルアップを図るため、県や団体等が実施する研修等へ積極的に参加して参ります。そのためには、人権課を中心に連絡調整を行い活動計画や研修予定を把握し、共有に努めて参ります。

２３ページをお願いいたします。上から３行目ですが、館長会議において、各館が抱える課題や、相談内容等に関しまして、特徴的な事例や他で応用できるような事例を情報共有や意見交換する場を設けまして、各館の相談業務に活かせるようにして参ります。

続きまして、二つ目の、「イ 人権啓発の更なる推進」についてでございます。

①の人権講演会・人権講座についてですが、令和７年度は７館で全部で５０回の講演会や講座を実施しました。参加いただいた人数は延べで１,５０５人にご参加いただいております。参加者からいただいた代表的な意見としては、「知らない、気づけないことが悪意のない差別になっている、改めて無感心の怖さを感じました。」。それから、「様々な機会の中で学ぶという姿勢を大事にしたいと思いました。」というような声をいただきました。引き続き、多くの方にご参加いただけるように講演のテーマや講師の選定を工夫し、さらなる啓発活動に力を入れていきたいと思っております。

次に②の人権フェスティバル、フィールドワーク、地域学習会等についてでございます。人権フェスティバル、フィールドワーク、地域学習会等の啓発事業は、令和７年度で１１館で実施をしております。人権フェスティバル等の地域と共に開催する事業を実施し、他市や他地域との交流など各館で充実した事業を実施することができました。今後も積極的な啓発活動に取り組んで参ります。

最後に、【課題と今後の方針】についてですが。参加者の顔ぶれが固定化されていることや、若者の参加が少ないということが、多くの館に共通する課題であると考えております。このことから多くの方にご参加していただけるように、開催時間や曜日、講演のテーマ等を工夫していきます。また、津市のプロモーション専用サイト「Meetsu！」や各総合支所のホームページへ開催情報を掲載する

など、若い世代の情報ツールのより一層の活用を目指していきます。

続きまして、三つ目、「ウ 地域福祉の担い手としての機能の発揮」についてです。

各地域の住民の高齢化が進んでおりまして、健康相談、健康教室、デイサービス等の様々な事業を各館で実施しております。健康教室については8館、デイサービスについては4館で実施しております。また、保健師等の専門職の方をお招きし、体力測定を始め、脳トレ、ヒートショック、脳卒中等についてわかりやすく説明していただき、参加者からは好評の声が多く聞かれるとともに、参加者同士の交流も見られました。また、健康だけでなく、詐欺被害防止や、交通安全についてなどを取り入れている館もあり、総合的な福祉としての役割も果たすことができました。さらに、移動手段が限られる方にも参加していただきやすいように地元の集会所まで伺い、健康相談を実施した館もございます。

次に、24ページをご覧ください。

【課題と今後の方針】につきましては、今後も、高齢者の生きがいづくりや自立支援のために、健康教室やフレイル予防などさまざまな取り組みを実施していきます。

また、高齢化等により館が実施するデイサービス等に参加できない方も増えてきております。こうした利用者の方については、民生委員さんや、地域包括支援センター等とも連携して、身体の状態や家庭状況に応じて、アウトリーチ活動や、介護保険、保健センターの訪問事業等、他の制度の利用に繋げることで支援をして参ります。

続きまして、四つ目の、「エ 隣保館からの情報発信の充実」についてです。

館だよりは全12館で発行しており、館の活動報告や啓発事業の案内、人権に関する記事を掲載し、地域の住民に配布をしております。また、自らの館の取り組みだけでなく、本庁や支所、県のイベント等も掲載することで周知を図りました。さらに、活動報告には写真を入れて分かりやすく報告するなど、参加いただけなかった方にも関心を持っていただけるように工夫し、今後の参加につなげるなど、各館で紙面を工夫して啓発を行いました。

【課題と今後の方針】につきましては、それぞれの館で行う情報発信は隣保館を知っていただき利用を促進するために大きな役割を果たすと考えておりますので、館だより等を通じて、地域の方により隣保館を身近に感じていただき、普段隣保館を利用していない方にも気軽に利用していただけるように内容を工夫していきます。そ

村林会長	のためには、各館のたよりを相互に閲覧できる仕組みをつくり、人権啓発につながる掲載内容などの参考とし、より効果的な情報発信となるように努めてまいります。また、情報の内容に応じて、館だけでなく、「Meetsu！」等のホームページ等も利用してより多くの方に情報発信を行っていきます。 最後に、隣保館の運営方針には載っておりませんが、施設修繕のことについてご報告させていただきます。 ①の施設修繕といたしまして、令和7年度は、長谷山市民館の和室や集会室。それから、雲林院福祉会館の集会室の空調設備を修繕しました。今年度は、雲林院福祉会館の生活改善室の空調設備の修繕と、白山市民会館の照明のLED化を予定しております。なお、残りの隣保館についても計画的にLED化を進めて、令和12年までには完了できるように進めております。 今後も法令違反、安全性に問題がある等の優先度に基づいて修繕を実施するとともに、緊急修繕にも迅速に対応できるような体制を整えてまいります。 次に②の国の隣保館施設等整備費補助金の活用についてです。令和7年度は、隣保館整備費補助金を国の方から補助決定いただきまして、中野文化会館の改修工事を実施しました。それから本年度につきましては、久居北口市民館の外壁等の改修工事を実施予定です。しばらく国の施設整備費の補助金はつかないことが多かったんですが、ここのところ令和6年7年8年と3年連続でいただくことができいております。今後も、引き続き国の補助金が採択されるように、県に協力もおおぎながら準備の方を進めていきたいと思っております。 以上で、令和7年度の事業総括とさせていただきます。 最後に、令和8年度の隣保館の事業計画について、ご説明をさせていただきます。25ページ、26ページをご覧ください。それぞれの12館の計画を記載しております。これらの計画につきましては、それぞれの館の運営委員会において、それぞれ審議を経まして決定されているものですので、これらの計画に基づきまして令和8年度の事業を実施していくこととなります。各館ごとの事業別の詳細や事業計画につきましては、別紙「隣保館事業報告・計画」の方にまとめさせていただいております。 事項（3）の説明につきましては、以上でございます。 ありがとうございました。説明はお聞きのとおりですが、各館の事業計画は、各館の運営委員会で審議されていますことから、隣保
-------------	---

浦出委員	館事業としての方向性などのご意見を伺えたらと思いますが、皆さんいかがでしょうか。 先ほど、その他の項で施設整備についてお話がありまして、3ページを見てみますと、ほとんどの館、設置年度が昭和になつとるかと思います。増改築をされたところもいくつもあるんですけども、全くされてない所もあるということで、現在老朽化による痛みというのは、いくつもあるのでしょうか。
山村人権課長	そうですね。お手元の3ページご覧いただきますとわかるように、ほとんどの隣保館で、設置後4、50年が経過しております。特に多いのが空調設備、エアコン関係ですけども、エアコンが効かないといったような故障であったりとか、それから雨漏りですね。天井のコーティングがちょっと剥げていたり、防水加工が剥げてしまって、雨漏りが発生しているというようなことが多く見られております。これらの修繕につきまして、特に雨漏りに関しましては非常に多額の予算がかかることから、国の補助金を活用しながら順次進めているような状況でございます。
浦出委員	やはり来場者の方の命が大事ですので、耐震はもちろんされておると思うんですけども、施設の修繕には特に注意を払っていただきたいと思ってますので、よろしくお願いいたします。
山村人権課長	ありがとうございます。 ちょっと説明漏れましたが、耐震補強につきましては全ての館で基準を満たしておりますので、そちらの安全性の方は確保はされております。
金子委員	4ページですけどね。隣保館の目的とか実施事業についてという文がありますが、地域社会全体の中で福祉の向上とか、いろいろ書いてはありますけども、予算がもう全くつかない状態。例えば、健康器具なんかがそうですけども、もう故障しても、一向にほったらかし。それでですね、みんな役所の人はいきれいごとばかり言いますが、実際やってるのかと。この今説明を受けた中でももっともな話ばかりをしてるけどもやね、全体的なのはいつも何にもできてないことばかりで、どんどんどんどん劣化もしていくし、それから予算はどんどん少なくなるし、それで、そんな綺麗ごとをよう言うとなとわしは思うな。あまりにも何でもかんでもやってますこ

	うしますって書いてあっても、できてないことばかりを、列挙しとるみたいなもんでですね。隣保館に対しての予算の取り組みは、すごく力を入れなあかんと思うけど。さっきの課長の説明でもええことは言うことは言うところけどさ、その何もしてへんやないか。いつもそやけど。こんなんやってます。こんなんできてます。っていう結果は言うだけで、結果だけ言うて、やってますっていうだけで、結局はできてない。努力してますって言うだけで、何にもできてない。いつも同じこと言うところ。そう思わへんかあんな。質問しとるのやで答えやなあかへんで。
山村人権課長	そうですね。現状、老朽化した施設の施設修繕の方に予算を振り分けることで精一杯でですね、ご指摘のように健康器具なんかの備品についてはですね、ちょっとご購入とか修繕の方が追いついていないというのが現状で、利用者の方々には大変ご迷惑をおかけしていることを痛感しております。
金子委員	そやろ。そういうことも実際は言わなあかんで。ええことばっか言うとってもあかんですよ。それから、子供の公園とかね施設。特に小さい子供たちが遊ぶ遊具。あれでもやね、もう全然使われてない、使えないんだよ。そこを撤去もしないし、ほったらかし。そこで事故が起こったら誰が責任取るの。当然そんな状態になってるけど。例えばさ、ほったらかしなんだぞ、そこで子どもが例えばその器具が壊れて事故起こったら、自分たちの責任だろ。何にもせえへんやないか。草刈り一つせえへんし、ロープ一つ張らん。一体あんたら何しとるの。
山村人権課長	公園の遊具の方につきましても、年1回の定期点検の方はさせてはいただいておりますが、その中でもやっぱり遊具の方も老朽化してますので、危険と判断された遊具については、ちょっと使用の方を控えていただくように、ロープを張ったりとか、そういうかたちで対処させていただいてとるんですけども、先ほどの健康遊具と同様にですね、新しい器具の設置とか修繕についてはちょっと予算が追いついてないというような状況です。
金子委員	そんなんははっきり言うて、そういう他人事ばかりやな。だんだん老朽化してるだけで、この予算がない予算がないって、本庁が雨漏りしたらってしたらすぐ直せるんやろ。本部は一生懸命してさ、地方に対しては何もせんやんか。本当に、それこそわしら差別やと思う。皆さん、一体どう思っとるんかな、出席の皆さん。本当に

	な、何にもしてないと思うもん。何にも進んでない。まあ、公園は駄目。草刈り機も駄目。なんとしてくのこれ。予算はつかない。草刈りしよう思ったって、金がない。遊ぶ遊具も、草だらけ。それ自治会が刈るの。なめとったらあかんで、返事せんと。
山村人権課長	公園の中には自治会さんの方に草刈り委託するところもありますけども、ごめんなさいちょっと人権課が所管しとる全ての公園のことはちょっと今資料を持ってないのではっきりお答えできませんけども。
金子委員	何ではっきりお答えできやんの。ちゃんと分からなあかんやろ。
山村人権課長	公園ではないんですけども、人権課が所管する土地、空き地なんかもございまして、そちらについてはもう草刈りの委託料もございませんので、職員が草刈りに出かけて。
金子委員	職員がやっとするようじゃさ、あんなこと自身はもっとこれおかしいと思うんさ。予算をつけな。職員の世話、あれは仕事ちゃうやろ。草刈りやってるって言っても。そんな歪な、もうちょっと俺ははっきり言って市長の施策が悪いと思っとるけどさ。自分らも市長から給料貰っとるんとちゃうんやで、ちゃんと話してかなあかんよ。そやろ。言い出したらきりないけどさ、わしは、はっきり言うけども、何にもしとらんといっしょ。毎年こうやって聞いとってね、だんだん悪くなってくだけ。例えば北口にある保育園、あそこでな、用意ドンって言ったら俺いつも言うけど、運動会でもいろんなことを考えてやってはくれとるけどさ、これは狭いし、最近ちょっとは直したりしとるけども、やっぱり老朽化が激しい。あの屋根なんか未だにもう言うとるけど、10年以上前ですよ。あれ一気に雨漏り入るよ。そんなんでも何にもしてあらへん。どんだけ言うてと思うねん。市民部長の女の人おったやろ、南条さんさ。あの時でもな、要望書出したん。そしたらそれ無いって言うたん。14年間忘れてましたって。そんなことあるか。出てきたんやその時。それは14年前なんですよ。要望書出したん。雨漏りの。一気に漏りだすよ。わしら業者やったらよう分かるけどな。そんな馬鹿なこと物事が起こってからやるんでは遅いねん。言い出したらきりないけどさ、もっと役所もな合理的にきちっと予算を確保せなあかん。例えばわしいつも言うけど、久居のアルスプラザ。あれでもわしら要望書出したやないか。いらんって言って。見てみ。周りの人の専用駐車場になっとただけやないか。50憶も金ほって。本当にこん

	な市はあかんよ。言い出したらきりないでもうこれ以上は言わへんけど。もっときちつとな、計画を立ててしやへんと。そんな50億円もドブに放ることはない。あれでも本当に周りの人の無料駐車場やないかあんなもん。何にもできへんやないか。そんなところでええわ。また言うけど。
西山委員	今の話の中でちょっと思いついたというか。今資料で文化ホールとか、各地にある文化会館とかの修繕というかたちで、去年、今年ぐらいからもうやってるかな。ちょっとごめんなさい、はっきり覚えてないんで。その予算を見たときに、通年で確か20億とかいう数字が上がったような気がするんですけども、その内の1億でももらえたらなと。よそのところから1億円持ってくるっていうのは多分不可能だと思うんですけども、そういう予算を取れるのであれば、やっぱり市民館としても可能性はあると思うんで、何とか努力していただけないでしょうか。予算取りっていうものが難しいというのは重々わかっております。また違う件でも、予算が無いと言われるんで。苦労して苦労して取ってきてくれてるんですけども、それでは、とてもじゃないけど足らんというのがある中で、ごめんこんだけしか取れんだんやわってというようなことが結構ありましたけども、何とか努力していただいて、先ほど言われたように金子さんに言われたように、何にもしてないやないかというようなことを言われないうように、よろしくお願いしたいと思います。
金子委員	こういうふうな話してもうとるけど、西山さん確か美杉やと思ったもんで話させてもらいましたけどさな。津市の前葉市長はね、お宅を重点区域として開発すると。広報にも載せないやないか。だけど何にもせんわな。あれはな、ゴミ捨て場にさせてもらうために、餌巻いただけ。騙されたん。そんなことをばっかしとんねん。もっときちつと役所が守ったらな。そういうこともあんたら言わなあかんと違うの、隣保館の関係なんやで。わしら言う前にあんたらも言わなあかんのちゃうんかって言ってんねん。そやろ。何で黙っとるねん。そうとちゃうんかって聞いてんねん。
山村人権課長	まず、西山委員からご発言いただきました文化ホールの補助金なんですけども、国の地域未来交付金を活用したものです。確かに予算規模が大きくてですね、私どももその中から分けていただければ非常にありがたいですけども、使い道が決められておりますので、ちょっと文化ホールの方にしか充てられないということで。私どももただ指を咥えてるだけではなくて、年々その国の補助の制度って変

金子委員	わってきますので、何とかですね、私どもの隣保館の方に使えないかなということで、情報収集はしておるんですけども、中々ずばりマッチする補助金が無いような状態です。これからも引き続き国から補助貰えるようなかたちで、一生懸命私どもも努力していきたいと思います。 努力するって言うのもせんのと一緒にやけどな。本当言うだけ。だけど言わなやってくれへんでの。だからそれは役所の中からも言ってほしいわけさ。わしらがこう言うのとだけじゃなくて。やっぱり一緒になってやってかんとさ、やっぱりできへんやん。それだけお願いします。
前川委員	いろんな情報が来るわけなんですけど、その中に国の隣保館事業の補助金がだいぶ削られていくっていうような状況になっていると聞いています。そのときに今現在やっている事業がやっていけるかどうかっていうあたりは、やっぱり人権課さんの市の方に言う力次第ではないかなと思ってます。やっぱり今必要だからやっている事業なんだから、これが補助金が無くなっても続けられるようなかたちで運営ができるように頑張りたいなと思っています。もう今年度はあれですけども来年度、再来年度と少しずつ削られていくというようなことを聞いておりますので、削られてもやれるだけの予算を取ってきていただければなと思っています。 それからついでで申し訳ありません。今私も年金生活で暮らしてるんですけど、白山の地域の方の状況を見て、もう本当に被差別部落ほど過疎化が激しいのが現実です。しかも息子や娘は出てってしもうて、あの二人なり 1 人なりというような暮らしの中で生活してみえるわけです。相談っていうのがあるんですけど、数字ばかり並んどうるだけで、内容については全然触れられてない。これでは地域の実態というのは全然見えてこんと思うんですけど、やっぱりどんな内容でどんな厳しさがあるんやというのをきっちりと出す中で、じゃあこんな事業をやってかなあかんやないかというのを考えていただきたいと思います。やっぱり相談は件数だけじゃなくて内容、事例の一つか二つあってもええと思うんですわ。そういうのは書いていただけると本当にありがたいな。自分らも相談事業一生懸命でやってもらってるなというような判断ができるわけですが、そんながないと、人口減ってるっていうようなことで過疎化でどんどん件数なんかある地域なんか自分たちが携わってた時代は 40 件以上のあった地域が 20 件になってる。しかも、空き家が多い。そんな現状があるんですから、そういうようなところをちゃんと踏まえた上

山村人権課長	で、内容を踏まえた上でやっていただければありがたいかなと思っています。以上です。 ありがとうございます。今後も前例踏襲ではなくてですね、地域の実態に応じた隣保館事業の方を工夫して進めていきたいと思います。
平田委員	先ほど修繕の話をお伺いしたんですけども、確かにですね、私は隣保館に寄らせていただいているんですけども、雨漏りがひどくて初めて来たときこれなんやというふうにびっくりした次第です。市長にも一言言いましたけども、戦後建てられた隣保館ですね。歴史の長い短いあると思うんですけども、もう全体的に老朽化が進んでいるともなれば、これを今西山さんおっしゃったように、どうしたらいいかっていうのを本当に考えていかないといかんというのが昨今の次第です。市の税収もですね、だんだん減ってくるというのは、皆さん感じてはると思います。お金がないという。それから人口も減少してきますんで、隣保館の利用率も下がってくる。でも、その下がってくるかどうかはやり方次第で増えてくる、もしくは維持というのはできるかと思うんですけども。そういう、どういうふうにしていけばいいのかなというのをちょっと長期ビジョンでですね、何か提案をいただく方がいいのかなと思います。総括を、これいろいろ挙げてもらってるんですけども、何が問題ないかというのはよく分かんない。一応総論的なんですかね。 一般論的な言葉が失礼ですけども多いのかなということで、もう一つ掘り下げた中で何が問題になったから、早急に優先してやっていこうというふうなことも必要じゃないかなというふうに感じてます。 ちょっと修繕にプラスアルファなんですけども。令和12年ですか。LEDに変えるということ为先ほどおっしゃったんですけども、今年で皆、蛍光管は製造中止になりますよね。あと3年ぐらいで、この隣保館全体のLED化というのは可能なんですかね。例えば今LED化、隣保館の中で何%がっていうのが何も書いてませんので、どの程度、緊迫した状況なのかなと。令和12年、だんだん予算が削られていく中で、そこでどう動いていくんやっていうのがちょっと見えてこないなというふうなことがあります。 それと、やっぱり修繕のことに対しても、やはり計画をもう少しお話いただけるといいのかなというふうに思いますね。今どこまで修繕が終わってるか、残ったところはいつまでにやるんやという目標

山村人権課長	でも結構です。あれば僕らも審議しやすいかなというふうに感じております。以上です。 ありがとうございます。 まず最初に施設修繕の計画についてなんですけども、津市の方も10市町村が合併して非常に多くの公共施設を抱えている状況となっておりまして、その中で津市個別施設計画という公共施設を今後どうしていくのかという計画を立てまして、それに基づいて修繕なり建て替えなりいろいろ事業を進めてるところなんですけども、隣保館の方は基本的には今まで通り修繕しながら、引き続き利用をするというような目標のもと、施設の管理を続けております。 LED化の方なんですけども、隣保館あるいは地域にある集会所とかですね、会館と呼ばれるもの、それらも全てですね令和12年度までにはLED化を終えるようなかたちで計画が進んでおります。本年度の部分ですね、業者の方もこの前決まりまして、いよいよ工事の方に入っていくというようなかたちになっております。 それから、隣保館の施設のやっぱり非常に多いのが雨漏りですね。利用者の方にもご迷惑をおかけしますし、施設の寿命にも腐食に繋がったりとかそういった部分もございますので、雨漏りとか、あとはその消防設備なんか法令で違反してしまってるような施設については優先的に直すというような方向で進めております。ちょっと具体的な館のお名前まではご紹介できませんけども、令和9年度、来年度は、二つの隣保館で国の補助金を利用して雨漏りの修繕をできるようなかたちで、今事前に県との調整をしているような状況です。以上です。
福田委員	すいません、ちょっと話題が変わるんですが。23ページの「イ」って書いてあるところの人権啓発の更なる推進の方ですけども、事務局としては悪意のない差別って定義はどんなふうに捉えられていますか。ご意見聞かせてください。
山村人権課長	いわゆるですね、マイクロアグレッションと呼ばれるようなですね、本人たちが意図していないのに相手を傷つけてしまってるようなものとかが代表的なものだと思うんですけども、よく日本に住まわれている外国人の方がですね、日本語で喋られてのを見ると、日本語上手だねとか。日本に住まれている外国の方が例えば足が速いとかだったら。外国人だから足速いとかいうような感想を持つことがあると思うんですけども、そういった部分が、全てが全て本人さんを褒め称えてるものではないというようなこともございますの

福田委員	で、そういったようなマイクロアグレッションであつたりとか。あと、ご自分としては差別心に基づいた発言ではないんですけども、結果的に相手を傷つけてしまってるような行動も、日常生活の中での選択としてやってしまうことがあると思うんですけども、そういった部分が悪意のない差別というふうに考えております。 ちょっと私意見言わせていただきたいんですが。悪意のない差別という言葉は、差別する側の論理ではないかなと思うんですよね。何となく悪意がなかったって、差別事象の殆どは悪意のない差別なんですよね。何となく悪意がなかったという、心理的に非常に軽い気持ちで、悪意のない差別によってどれだけ、さっきから議論されておることは全部悪意のない差別じゃないですか。私達は一生懸命にやってますけど予算がないのでって、結果としてこれ差別ですよ。金子さんがおっしゃったように。と私は思うんです。だからその差別ってどう認識するかってとても大事で、事務局の方々も、これが差別だという、さっきから議論してもらってるのはこれ差別の実態なんです。突き詰めて言えば。その差別をなくしていくという行為として、施設改善であつたりとか、予算を取ってくるという行為になっていかなければいけないんですけども。そもそもその事務局の皆さんの部落差別、部落問題なりさまざまな差別の実態を自分たちの仕事として一つでも解消していくことで、仕事の喜びを感じていくというマインドじゃないとですね、面倒くさいな、予算も無いんでしょあないやないかというところの論理になってくると思うんです。だから皆さんがどれだけ誇りを持って、少しでも差別を無くしていく方向で、一つの事業を解消できたわって、でもまだこれ残つとるなという総括を本当はして欲しいですね。さっきから金子さんが指摘されておりますように、こんなこともしてました、こういう啓発もしてきました。それはそれでいいですよ。そういう総括も大事なんです、そこにやっぱり、総括は自分らがしてきたことの総括をしなければいけないのであって、事務局としてはこんなふうに考えています、だから事務局としてはですね、あんたとこの隣保館あれはおかしいやないかみたいなことが助言できる立場じゃないかなと思うんです。それはどこを向いて仕事しとるかって言うたらですね、申し訳ないですけども、今この部署に籍を置いておると。厳しいな、かなわんなって。福田さんはマイク持ったら文句言うとなると、あんな会議かなわんなというふうな逃げる姿勢で構えるのかどうかでずいぶん私変わってくるんですね。予算取りについても、やっぱりそういうマインドがないとできないんじゃないかな。つまり、悪意のない差別という表現は、差別する側の論理
-------------	--

	やと僕は思うんですよ。差別される場合の論理としたら、悪意も善意も何も無いですよ。差別しかないんです。そのことで、今のようない実態になっておる。そこにきちんとメスを入れていくためには、自分らどんな仕事せんなんのかっというマインドになってほしいなと。これ無理な要求でしょうか。以上です。
山村人権課長	はいありがとうございます。 他の委員の方々もですね、皆さん同じようなお気持ちでいらっしゃると思いますので、福田委員からのご意見肝に銘じてですね、人権課に頑張ってもらってよかったなって言っていただけたらいいですね、一生懸命努力してまいりたいと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。
岡山委員	あの予算がないかどうか、まあ無いやろうけど。やる気ないんちゃうかって言われんように頼みます。
山村人権課長	分かりました。
岡山委員	予算が無いよりやる気が無いのちゃうんかと俺はそう思う。そうちゃうん。福田さんは言葉綺麗だよ。俺は言葉荒いかもわからんけどはっきり言うてそういうことちゃう。予算が無いと違うの。やる気ないんや。どうでもいいんや。してもせんでも給料は変わらへんし。ちがう。ちがうの部長。
野村市民部長	そうですね。おっしゃることももちろん分かります。私達も予算取りをするために、いろいろと財政とも協議しながら要求してまいっておりますので、ですので来年度はですね修繕費にしましても、消耗品とかいろんなものにしましても、予算の方でつけていただくように努力してまいりますので、また来年度お願いをしたいと思います。
中嶋委員	すいません。今までいろんな議論あると思うんですけども、津市全体が施設の老朽化というのはすごいですね。例えば僕らが利用させてもらってる、ふれあい会館も雨漏りや、エアコンが使えやんもんで、夏事業できやん、冬も事業できやんってっていうような現状やもんで。今ここではふれあい会館の話やなしに隣保館になりますので。やっぱり修繕自体がやっぱり見える化。どこの隣保館はどういう修繕が必要なんやっちゃうのを、もっとこう見える化して、予

	算要求なり、この委員会に上げてもらった方が、委員自体も議論しやすいし、当然その予算が厳しいっていうか、津市単独事業ではなかなか難しいところもあると思いますけども、先ほど課長言われた、令和9年度に国費がついて雨漏り直すというのも、それもやっぱりある程度どこってというような見える化をした方が、委員としても議論をしやすいんじゃないかなというふうにお話聞いってちょっと感じました。 すいません、ちょっと話違うんですけども、22ページで子どもの教育に関する研修が多数って書いてあって、その下の方に教育についての相談が197件で全体の約20%ということで。これから社会を担う子どもに対しての話で、非常によく重要だと思うんですけども、この子どもの教育に関する研修っていうか、具体的な項目がどこにも挙がってないもんで、例えばどんなことをされてるのかなっていうのがちょっとできたら教えてもらえませんかっていうことであります。
山村人権課長	すみません。例えばなんですけども、研修の方を先に話させていただきますけども、令和8年の8月には県がやっております相談担当者スキルアップ講座の中で、子どもたちがさまざまな暴力から自分を守るための人権教育プログラムといったような研修に参加したりとかですね。こちらはヒューリアみえがやっております大学講座の中でも、子どもの人権であったりとか、教育に携わるような人権を体系的に年1回ですね、職員を派遣して研修の方を受講しております。 他にも外国人の人権についてですね、夢に向かって自分らしくいるっていうテーマで講演会を行ったりとかですね、そういった感じで、全てではないんですけども、紹介させていただきました。
村林会長	具体的な内容等は、現場で館長さんの方がよくご存知だと思うんですけど、その市とか県がいろいろされてるのも当然ありますけれども、地域でどうしていくか考えた中での研修をされていると思うので、そちらで答えていただくかたちでよろしいですか。
中嶋委員	地域でもらうのが僕一番いいことだと思っていて。ただ今の議長さんのお答えで、教育の子供の研修なり講座をもっと協力していただければいいかなというふうに思います。
村林会長	今言われてるかたちの中で、各館としてこういうふうな協力をとるか、こういうことっていうのは、市に対して何か各館からはしないで

植谷館長	すか。なければ別に今やられてることの事例をあげていただければいいと思うんですけども。 失礼します、雲出市民館です。 雲出、やっぱり子どもを育てるということは大事なことで、その子たちにどんな力をつけていくのかっていうのは、やっぱり地域とそれから学校と、それからもちろん子どもたち自身ということで、繋がっていかなあかんっていうのをやっぱり頭に置いてやっています。学校とは校区の連絡会であるとか、人推協であるとか、そういった市からも教育委員会からも予算をつけていただいたようなものを中心に連携をとらしていただいておりますとともに、地域学習会も人権教育課のクリエイターに入っていて、一緒に活動しているというところなんです。うちの地域学習会は、やっぱり人権教育指導員が中心となっておりますけれども、その学習会で育った地域のスタッフが、青年たちがスタッフになって、やっぱり学習会を運営しているというのはやっぱり大きな力やなっているように思っていますし、そこに地域の方にも最近入ってきていただいて、どんな思いで学習会を運営してきたんやとか、そういうようなことも、それから昔こんなことしとって学校こんななんやとかっていうことも含めて、地域の方と子どもたちとというふうな意識も持たせてもらっています。それから学校の先生たち、やっぱり力つけてほしいなと若い先生が増えてきておりますので、力つけてほしいなと思っておりまして、自主研修会というのを毎月させてもらっています。去年は岡山の渋染め一揆から、生き方を学ぶということで、そのことをテーマにいろいろと一緒に考えてきました。今年は狭山事件の石川一雄さんから生き方を学ぶということで、事件がどうのこうのじゃなくて、やっぱりあの事件が起こった元に部落差別があって、その部落差別はやっぱり遠いところの話ではなくて、うちの地域の話と一緒になんやっていうのを、子どもたちや先生たちと一緒に考えていきたいと思って。子どもたちは子どもたちで地域の学習会をしておりますし、先生たちも先生たちで自主研修させていただいて、そこにも地域の方も入っていただいて、一緒に考えていけたらなというふうに思っています。 それから子どもの日というのを、小学生の学習会も人数少なくなってきて、今までやっていた曜日とか、それから時間では難しくなってきたので、土曜日に開催しようということで、月に1回ですけれども土曜日に開催をして、地域の方と一緒にいろんな活動をして、うちの地域ええなっていうのを小学校で感じて、中学校の部落問題を中心とした人権学習に繋げていきたいと思っておりますの
------	---

	で、月に1回こどもの日というのを始めました。これはなかなか勤務の関係があって、地域の住民と人権教育課で思ってた、私達は地域の住民として何とか思ってたんですけど、やっぱり館の職員としてやるべきやと思って、人権課に相談をさせていただいて、認めていただいて、時間外つけてもええよって言っていたので、職員として関わらせてもらうことができるようになりましたので、そこはもうすごくありがたかったなと思っております。ちょっとだけですけどそんな感じで教育大事にしたいなと思ってます。
村林会長	すいません。事業報告を見てわかる部分は、ちょっとあまり中心にならないようによろしくお願いします。
増地館長	雲林院福祉会館ですけども、ネットワークという事業をやってます。その先生方とか、それから地域の方とかいろんな方が一緒に集まって、いろんな人権課題について勉強する機会を持っています。その場でやはり意見交流する中で、先生方にもしっかり学んでいただくということもございます。そういう交流をしていくと、先生方の方から部落問題についても、よくわからないというようなことを正直おっしゃる方もあります。そういうときには、隣保館の方からそういう先生方にそういう学んでいただくような機会なんかも提供をしています。そういう会議の方にも先生方も積極的に出てきていただけるので、教育に対しても隣保館は関わっていける、そういう要素は多分あるんだろうなというふうに思っています。これからも関わり続けていくつもりですし、夏休みにもそういう計画も既にいくつか計画していますので、学校の先生達ともそういう教育をとという問題について討議することは隣保館も十分やっていけるんだろうなというふうに思っています。
西谷館長	白山市民会館です。うちの相談事業では重たい生活課題を抱えているおうちがたくさんあるんですけども、一番多い相談ごととしては教育の中になります。直接館に来てくれる保護者とか家族の人もおるんですけども、特に学校からの情報をいただいたりとか、4つの教育集会所がありますので、その教育集会所の方からいろいろな情報をいただきながら、学校や教育集会所それから社協さんたちと連携をしながら、相談ごとを受けていきます。特にやはり不登校の子どもたちの相談が今は多いです。あと親からの虐待があったりとか、祖父母に養育されている非常に家庭的に厳しい子どもたちがいる状況の中で、教育が基本の中、学習だけではなくて、生活もやっぱり一緒に重複していろんな課題がある子どもたちがいるとい

	うことで、いろんな連携しながら、子どもたちを支えている状況があります。夏休み子どもキッズ支援プロジェクトや、つなぐ会というのをさせていただいて、またこの別冊の方にそちらの方も載せさせていただいておりますので、見ていただいて、何かアドバイスいただけることがあれば教えていただきたいと思います。 以上です。
村林会長	ありがとうございます。それぞれの館はいろいろ取り組んでみえると思いますけれども、多分話し出すと全館になってしまいますので、このへんで終わらせていただいてもよろしいですか。 一つだけ。隣保館のデイサービス事業ってありますよね。今後の地域の抱えている課題の一つとしての高齢化とか、見通しを考えたときに、今までの考えているデイサービス事業じゃなくって、隣保館ができるかたちの、言葉では特例みたいなかたちの言い方しかできないんですけれども、もう少し隣保館がしやすいようにするか、あるいは部分的業務委託ができるようなかたちのものを作っていただくとかっていうことを考えていただかないと、なかなかもう継続できないと思うんです。今その委託ってなると全部任せてしまうような考え方しかないので、その部分委託であるとか、委託した内容の中での収入、その他の部分をどうするかということを考えていただければ、各館も取り組みやすくなるんじゃないかなと思うんですけれども。今後、この先を見据えてそのへんを、例えば隣保館デイサービス事業に関して、しっかり例が出せなかったんですけれども、していただければありがたいと思います。
山村人権課長	ありがとうございます。今の隣保館のデイサービス事業に限ったご提案ということだったんですけども、現状業務委託も含めた取り組みは進めておりませんけれども、各館の事業の実態に合わせてですね、お困り事であったりとか、そういったことをお伺いしながら今後の事業の推進についてですね、各館長さんたちと相談しながら進めていきたいと思っています。ありがとうございます。
村林会長	次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。 無いようですので事項（３）については終わらせていただきます。 続きまして事項（４）の各隣保館からの事業報告・計画について、例年ですと、各館長から報告いただいておりますが、資料としていただいているので、省略してもよいのではないかとの意見を数名の委員からいただいたため、今年度は事務局から資料の説明のみお願いをいたします。

山村人権課長	すみません、お手元にお渡しさせていただいた、この分厚い別冊の方なんです。 例年ですと、各館の取り組みを、各館長さんからお一人3分程度ずつ発表していただいていたんですけども、紙の資料としてもらっているのであれば、もう報告していただかなくていいというご意見をいくつかいただきましたので、今回からはちょっと省略させていただきますまして、私どもの方から簡単にこの資料の内容についてご説明だけさせていただきます。 こちらの資料なんですけども、橿形市民館から順番に各館ごとに、「交流・連携事業」、それから「啓発事業」、それから「各館の特色ある事業」。この3つに分けて、それぞれ「事業概要」、「令和7年度事業の成果・課題」、それから「令和8年度事業計画」について記載してあるものです。 この交流・連携事業とは、小・中学校や地域住民、各種団体との交流を目的とした事業で、地域交流の推進や活動報告などを通じて交流を深めていく事業でございます。 次に、啓発事業についてですね、地域住民や広く市民を対象とした講演会などの人権の啓発。それから館だよりなどの広報に関する事業でございます。 最後に、各館の特色ある事業というものは、地域福祉の推進に係る事業など、各館が地域の実情に応じて行っている事業でございます。 また、後ほどお時間があるときにご覧いただければ幸いですと考えております。以上です。
村林会長	ありがとうございました。 ただいま説明がありましたが、ご質問等がございましたらお願いします。無いようですので、事項（4）については終わらせていただきます。 続きまして、その他でございます。事務局よりお願いします。
山村人権課長	その他といたしまして、二点ほどご説明させていただきます。 一点目はですね、先ほどから説明に使用させていただいておりました、薄い方の審議会資料の方、27ページをご覧いただきたいと思います。27ページの資料なんですけども、以前審議会の委員さんとかが一般参加が可能な研修や講演会。あったら教えてほしいということでお伺いしておりましたので、令和8年度に開催される研修、講演会をまとめさせていただきました。ただ、もう夏になったんですけども、まだ開催日や場所が未定という研修が多くございました。

村林会長	ので、参考までに、２８ページの方に、以前お渡しさせていただきました、令和７年度の研修や講演会の紹介を付けさせていただきました。おそらくですけども、令和８年度も概ねこの内容に沿って実施がされるものだと考えておりますので、参考に７年度の分もつけさせていただきます。ただ真ん中ですね、SNS 版ミニ人権大学講座、こちらについてはもう８年度はやらないということが決定しておりますので、ちょっと取り消し線で消させていただきますので、ご注意くださいと思います。令和８年度の研修や講演会につきましては、また各隣保館や総合支所、人権課までお問い合わせいただきましたら、最新の状況の方をお調べしてお伝えさせていただきます。また資料の右下に QR コードを付けさせていただいておりますけども、こちらをスマホ等で読み込みますと、県とか各市町が開催するイベントや研修の情報が、掲載されております、三重県人権センターのホームページをご覧くださいことができますので、またご利用いただければと思います。 二点目なんですが、会長さん、副会長さんが、共に不在となったときの審議会についてでございます。前回の３月の審議会におきまして、令和７年度中に会長さんや副会長さんが不在になったときの代理で、議長職を勤めていただく方を会長さんの方から指名いただきましたけども、皆さん７年度末で一旦任期が切れまして、また８年度から新しい任期が始まっておりますので、改めまして、今回の委員さんの任期でございます令和１０年の３月末までの間に、会長さん、副会長さんが共に不在になったときに、審議会では議長を代わりに勤めていただける方を会長の方から指名をお願いしたいと思います。なお、代行される職務の範囲につきましては、前回の審議会でもご説明させていただきましたけども、審議会を進行する議長さんとしての役割を代行することになりまして、会長・副会長そのものの職の代行ではないということだけご注意くださいと思います。 説明は以上でございます。また、会長さんの方から代行される方をご指名いただければと思います。 ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、ご質問等がございましたらお願いします。 それでは、会長副会長が不在時に議長として審議会を進めていただくと、こちらから指名させていただくかたちで、前回もお願いしました方を、岡山委員と前川委員さんをお願いしたいと思います。うんですけども、お願いできますでしょうか。それでは、そのようにしたいと思います。
------	---

	これらの件以外に審議委員の皆さんから、何かございますでしょうか。
岡山委員	前回のこの会議で、地域福祉計画の件、ちょっとお願いした気があったと思うんですけど、それ以来何か事務局サイドで何か話の進展とか何かありましたか。
山村人権課長	まず最初に、現状の報告だけさせていただきます。今現在、2年後の策定を目途にいたしまして、地域福祉計画が包含されております、津市総合計画の第3次基本計画といったものの策定作業が始まりました。当然、地域福祉計画がその中に包含されておりますので、今後いろいろな検討が行われるものと思っておりますけども、何分ちょっと2年後のことですので、その点に関しましては、計画策定の進捗状況を注視しながらですね、また必要に応じて調整の方させていただきますと思います
岡山委員	地域福祉計画って津市は、実際これ、存在してますんかな。総合計画の中に、どうのこうのっていう話じゃないの。ちゃんとこれ立ち上げてもらえるの、地域福祉計画っていうのは。
山村人権課長	現在のところですね、個別の計画といったものではございませんでして、津市総合計画の中に地域福祉計画といった計画の部分も含まれている状態です。
岡山委員	またいいこと言わへんかいなと思って。 まずそういう事実だと思います。そやけど、去年の25年の3月の議会で藤田議員が、これ質問あげてますがね。そのときにその藤田議員が言うたのが、これ文字起こしあるんやけど、三重県で津市を除く13の市があって、13のその市のうち、11の市が地域福祉計画があって、残りの2つの市は電話までは確認したわけやないけども、計画はあるかどうかはわかりませんが、ホームページには掲載されていないだけかもしれないって言うことを、話があって。そのホームページで確認できた11の市の計画を見ると、伊賀市の計画は112ページで一番多いんやって。一番薄い四日市でも65ページあるというふうに、これ調べて、そのとき藤田議員が本会議の中で言うとなんやけど。これ、その時の坂倉部長が、今言われたように、地域の総合計画の中に、盛り込んでおるでどうのこうのっていう話、答弁やったと思うんやけど。これって津市は、地域

	福祉計画っちゅうのは、作らんつもりですか。さっきの話じゃないけど、やる気ありますか。
山村人権課長	すいません、そのときの答弁の内容になるんですけども、津市としては、地域福祉計画はその総合計画の中に織り込んであるので、厚労省の方にも策定済みで報告はされております。
岡山委員	努力義務努力義務ってあるけども、努力義務っていうことはせえへんっていうふうに何か聞こえてくるんやけど、努力義務ということは、努力してくださいよっていう意味じゃないのかなと思うんやけど、その辺どうですか。
山村人権課長	すみません、今後その津市で地域福祉計画の方どういうふうにしていくかっていった部分は、市民部の所管ではございませんので、ちょっとこちらから回答をすぐは控えさせていただきたいと思います。
岡山委員	来てもろとるんやろ。せやで課長、ちゃうの。
山村人権課長	ごめんなさい、この場ですぐお返事っていうのは、多分課長さんも難しいと思いますので。
岡山委員	いや、そのために朝からお願いしたんやでさ。部長に来てくれと言ったら、ちょっと忙しいもんで課長行かせますわって。そのために来てもらったんやろ。そのへんの話聞かしてほしいで、お願いしてきてもうとるんじゃないかな。意味ないやん、そうやったら。
山村人権課長	多分ですけど、この場でどうのこうのっていう発言はなかなか難しいと思うんですけど。
岡山委員	そうやったら座っとる意味ないやんか。今、何しに来てもうたん。呼んで来てもらったんやったら、こちらがある程度の話は聞かせてくださいという。お願いは当然出てくるんとちゃう。
山村人権課長	今日ご発言いただいた内容なんかを基に、また部の方に持ち帰って検討されることやと思います。

岡山委員	そやで、津市は今後もこの地域福祉計画というのは作っていかないつもりですか。もちろんその中へ隣保館も入れてほしいで、今触らせてもうとるんやけど、どうですか。
山村人権課長	岡山委員以外にもそのような声、地域の方々からお伺いしているのが実情です。そういったご意見も踏まえまして、健康福祉部の方も今日会議の方出席していただいておりますので、その辺踏まえて、今後策定をどうしていくかということの検討が続けられるものと思います。
岡山委員	そういうふうにしてかんとやに、今の話じゃないけど、衰退していくんじゃない。三重県、13 も市があつて、11 の市がしとって、三重県の県庁所在地やに。県都やに。一番先頭切ってしてもいいこととちゃう。せやで予算もないわ、ちゃんとやる気もないんとちゃうかって俺は言うんや。こんなもんやる気あったらできるやろ。できやん、難しい。
山村人権課長	ごめんなさい。その地域福祉計画を所管している部署ではございませんので、何ともお答えできないんですけども。
岡山委員	そやで来てもらったんやろ。そういうのが分かっとるんで、来てもらったんやんか。そうやって逃げることばかり覚えてさ、やる気出せ。
山村人権課長	この前の藤田議員の答弁の中にもありましたけども、今現在地域福祉計画の中に隣保館という言葉の記載はないんですけども、人権課が所管しております、津市人権政策基本方針であつたりとか、先ほどの隣保館の基本方針だつたりとか、当然隣保館の条例であつたりとか、そういったものの中で、隣保館については規定がございます。部落差別解消推進法が策定して10年という話が冒頭にありましたけども、あの法律の中でも差別がなくなっていないと明記されております。ですので、津市といたしましても、部落差別といったものが、部落差別だけではないんですけども、なくなるまでは、隣保館といったものはですね必要な施設だと思っておりますので、今後ですね。予算確保に向けてですね、頑張っていきたいと思えます。
岡山委員	あのな、都合のいいことばかり言っとつたらあかんわ。三重県も県としてやに、地域福祉支援計画を出しとるんや。そやろ。自分

山村人権課長	らの都合のいいときには県に準じてます、県の言う通りにしますって、これも準じろさ。 ごめんなさい、何度も繰り返しになってしまうんですけども、今いただいたご意見なども踏まえてですね、健康福祉部の方で検討がされると思います。
福田委員	さっき少し、悪意のない差別という話をさせてもらったのは、私は根底にね、例えばなぜそれが作れないのかっていう理由を押し返して、担当所管ではないので述べられませんじゃなくて、お宅の考えとしていかがですか。そういうものが作られていくという。隣保館がそこへ入って行って、総合的に差別なんていうのは一つの箇所にはある。絶対差別っていうのは無くすことはできないんですね。トータル的に総合的に踏み込んでいかないと。だってマイノリティですよ。少数者の意見というのは、マイノリティでなくなったら、きっと差別なくなってくと思うんですけども。如何せん、人数少ないですよ。部落っていうのは。やっぱり数の論理というか、絶対多数の方、差別する側の論理が通っていくんですよ。これはやっぱり逆転するためには、そういう地域福祉計画なんて素晴らしいじゃないですか。隣保館の力だけでどうしようもない。あるいは学校教育って、その教育の世界だけではなかなかその差別なくせるようなことは作れないんですよ。総合計画的に考えていかないと、総合計画の中できちっと謳ってますっていうのは、これはもしかしたら、悪意のない差別と一緒にすよね。私が言いたかったのは、やっぱりそこへうちの課から作らせていくというような、そこへ入れさせていくというね、岡山さんの叫びというのは、つまり差別されている側の論理で考えていったときには、なぜなんだろうっていう議論をするんですよ。その辺りを十分、課内で議論していただいて、うちから提案していこうかということがあってもいいじゃないですか。それはできないですか。
野村市民部長	すみません、以前、地域福祉計画の策定についてご相談いただきましたときに、縦割りっていうことで、またご不便いただくかもわかりませんが、私どもお話を聞かせていただきましたときに、健康福祉部長の方にも、もちろん地域福祉計画策定の方をお願いしたいということで、要望の方を何度も行っております。ですので、今日の審議会の方でもまたこのようなご意見ございましたので、引き続き、健康福祉部の方に私どもの方から策定につきまして、前向きに検討いただくように、また要望をしてまいりたいと思いますので、

	この本日のところは、あの申し訳ございませんがご理解いただけませんか。
岡山委員	ちゃんとしてくれるということを言ってくれたらいいよ。約束せえさ。努力しましたあきませんっていうのはわかってるやろ、答え。しますって言えさ。
野村市民部長	先ほどから繰り返して申し訳ございませんが、私ども働きかけていこうということで。前向きに検討いただくように目指して、また働きかけを行っておきますので、申し訳ございませんが本日のところはこれで申し訳ございませんが、ご理解いただけませんか。
村林会長	先ほどから出てる悪意のない差別っていう。違う見方をすれば確信犯ですよ。差別に対しては確信犯です。してはいけないと思ってやってるわけではない。してもいいと思ってやってるわけでもないっていうかたちで、悪意がないと言ってるかもしれないけど、現実にしてるわけだから、それがおかしいと思ってるってことは確信犯ですよ。 失礼ですけども、ちょっと話ここで変えるのは申し訳ないですけども時間もあまりないので、一つだけお願いっていうのか、考えていただきたいのは、冒頭にも言いましたが、地域の中で人口がどんどん減っていき高齢化していく中で、そこを故郷として住みたい、残りたいという人たちが、改良住宅使えないんですよ。使えないままずっと放っていたら、使えないどころか朽ちるまでほっとかれるだけで、やらなくなったら、そこで初めて何か出てくるようなかたちでしか進んでいかないっていうのは、どう考えても先を見てない。先を考えずにその場しのぎに近い、あるいはそのときが来たら結論を出す。出したときにはもうその結論しか出せない結論というところまでいってしまうので、今、不動産やそういうところでの差別どうこうも言われながら、土地差別のことも言われながら土地に関することや建物に関することは、いろんなところで考えていかなきゃいけない中で、今建ってる建物をどうしていくかということを今住めるようにしてくださいということを言ってるのではなくって、それをどうしていくつもりなのかということをきちっと持った上で、どうしようもなくなってからとか、もう何もしないでそのままほっとけば終わっていくようなかたちでは、してほしくないです。住んでる者からすれば、言うたら住みたい人が住んでないかたちをどんどん進められるようなかたちっておかしいじゃないです

	か。そこで入りたい、住みたいという人がいる中で、どうしたらその相談に答えていくかって答えようがないわけですよ。私はこへ住みたいんですって言われて、住めませんっていう返事っておかしいですよ。そのことも含めて、今後その地域に建っている住宅に関しての見通しをきちっと考えて方向性を示していただければありがたいと思います。
金子委員	ちょっと浦出さんに聞きたいことがある。あのな、浦出さんは副会長やったな。ちょっと聞いたんやけどさ、私の地域なんですけども、特に同和が激しい、被差別が激しいところだと思ってますが、以前の地区自治会連合会の会長さんの考え方と、私の地域の考え方がまるっきり違いましてですね、そして私らは脱退せざるを得なくなっただけですよ。地区自治会連合会をね。その後ですね、いろんなことがたくさんありますが、脱退させられたという気持ちでおりますけども、その方はもう今亡くなってみえますが、何のお誘いもなくですね、私はずっと自治会だけでも孤立しとる状態なんですよね。それで、例えば上下水道の問題がありまして、污水関係ですね。要は下水処理ですね。この件でもですね、うちの地域だけではですね、一部ですけども、特に同和地区と言われてる一部ですが、当然私が住んでますが、そこはですね、未だに下水道は声もかからない。未だにかからない。この間、雨も溢れきってですね、こんなもんです。もう本当にここ人住んでるやんかと、雨が溢れてきまして。その状態になっててもですね、何もしてくれない。これもうはっきり言って溺れ死ねっていうか。そんな状態でもうできてくるのは太陽光だけ。もうどこの土地もですね、もう周りみな太陽光。それも坪千円って、わかります。私の地域の南側と北側で、南側で坪二十万はしとるのに、何で北側は坪千円なんです。これ差別と違うんですか。目に見えない。大きな差別やろ。財産持っても坪千円。それでも売れない。こういう状態もあるんですよ、現状という。道一つ痛んでも直してもくれない。市民一斉で、そこら中の地区から、私らのゴミ捨て場にゴミ捨てていけます。もうこんなね、耐えられない。もうこのさ、人権課の人らはね、私は本当に何をしとんねんと思う。だから、そういう本当の見えない差別に遭ってるっていうところをですね。ちょっと考えてもらえませんか、連合会の会長さんにも。お話いただいてね。そういう話し合いもいっぺんしたいまた。どう思われますかね。
浦出委員	ちょっと現実を私も、今それまでははっきり分からなかった点もあるんですけども、おおむねひと月からふた月に一度は津市の自治

金子委員	会連合会の会議開いてます。それには、9市町村の会長が全部出てきていただいているんですけども、そういったお話も次の会議にさせていただきます、皆様のご意見を聞いて、何とかとは思いますが。 もう本当にね。私たちはもう人間扱いされてない。持ってる土地はただ同然。だから、私もこの間、家内を失くしましてね、家内の持ってた土地とかありますので処分しようと思ってるんです。もう答えてくれるのは太陽光くらいのもん。それも二束三文。こんな状態が続いているんですよ。本当に空き家ばかり増えて。本当に空き家ばかりですよ。道は舗装の一つの工事でもでない。ボコボコ。これが本当に平等なんではなかろうか。本当に私は一体津市はなんでこんな嘘ばっか言うて、はっきり言って公然と言えるのかなと思って疑問に思ってますね。私は本当に人権課の人たちはね、もう自分たちだけがよかったらええと思ってるんですよ。私は本当にそう思う。言うててもね、今日私もだいたい喋らせてもらいましたが、今遊具一つねほったらかしで、生活課の課長自身がね鎌持って草刈っとる。だって予算付かんのやもん。めちゃくちゃですよ。それでも今ああやって言える課長さんは、私は大したものやと思う。おまけにですね、わしはこの人ら代わってほしい。こんな人らはね相手したくない。本当に。私たちの住民みんなそう思ってますよ。隣保館でもね、トイレ水漏れとるんですよ、ずっと。そんなトイレ使えます。バケツで受けとる。トイレですよ。うちの北口市民館。考えられません。それでも直しに来てくれへん、予算も付かん。皆さん自分のとこのトイレが漏れてたら、それでええんですか。そんな状態も分かってもらわんとあかんね。考えられませんよ。以上です。
岡山委員	地域福祉計画の件は努力してもうて。本当やに。口だけでは、あかんのやで。その中に隣保館も入れて活性化したら予算も取りやすくなるんちゃう。違うと思うわ。なんか陰にすぼんだるもん。そういうふうをお願いしますわ。 それともう一件、全隣協のことで、これ三重県に28年、29年副会長と会長が回ってくるんやろ。その件は、館長会議で話出とるわけやろ。何か他の地域を聞くと、会長、全隣協の役員になるとかならんとかということで、大体、他の市町村を見ると、本職員がなっとるみたいな話なんやけど、津市はどう。会計年度職員とか再任用の人が館長におって、その人らにその東海ブロックの会長副会長をして、全隣協の役員にもなってもらうつもりですか。

山村人権課長	その役員の輪番ってというのはですね、あらかじめ決めてありまして、その年が長谷山市民館と一志の川文化会館が輪番で決まってるんです。全隣協は館長さんら同士の集まりですもんで、基本は館長さんが役職を務めていただくものやとは思ってますけども、できることできやんこと、事務量もいろいろありますんで、その辺についてはまだ決めてませんけども、みんなで協力してやっていったらええなと思ってます。
岡山委員	館長たちはどうでしょう。
西川館長	北口市民館の西川でございます。 一応ですね、三隣協の理事の輪番は決まっております。あくまでも理事でございます。例えば、全隣協の東日本ブロックの会長という役員に就くということにつきましては、例えば私達の立場で言いますと決裁権はございません。いろんなことにつきまして、まず担当課に意向をお伺いをして、そして決定していただくというそういうシステムになっておりますので、全隣協であつたり東日本ブロックの会議に行ったときに、何か決裁をしなければならないときには、非常に不自由になるのではないかなという、そういうことを感じます。そういったことを踏まえるとですね、そういう決裁権がある、そういう職員がなつていただくというのではないかな。これはあくまでも私の考えではございます。昨年度の三隣協の総会の際にですね、28年度29年度の三隣協東日本ブロックの副会長会長のことにつきましては、輪番としては中勢ブロック津ブロックということになっておりますけれども、それは津市の中で決めていただけたらそれで結構ですので、津市の理事の輪番は輪番、東ブロックの会長副会長の件は、それは津市全体で決めていただければいいという、そういうお話をいただいておりますので、いろんなことも含めて一緒に考えていただければありがたいなと思っております。私としては決裁権がある方がなつていただくのが、いろんなところで都合がいいのではないかなと。三重県どうですかって聞かれるかどうか分かりませんが、それをその場で答えるということが難しいのかなと。持ち帰ってきて、そして人権課であれば人権課にお伺いを立てて、そしてその意向を聞いて、また東日本ブロックの方に持っていかなければならない。そういうことになるのかなと思いますので、そこら辺も含めて一緒に考えていただければなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

山村人権課長	すいません、現状の事務上の流れとかですね、まだもうちょっと先の話ですので、他市の状況なんかも聞かせていただきながら、また館長さんらと相談して進めていきたいと思います。
村林会長	最後に、事務局から何かありましたら、どうぞ。
古市次長	失礼いたします。市民部次長の古市です。 本日は、ご多忙中にも関わらず、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。いただきましたご意見等につきましても真摯に受け止めさせていただきまして、隣保館の運営について生かしていきたいと思います。 また、次回の開催につきましては、年度末になりますが、概ね2月頃の開催で考えておりますが、また審議事項の内容により、適切な時期を調整しながら、委員の皆様に変更して連絡させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 事務局からは、以上でございます。
村林会長	委員の皆さまにはいろいろご意見をいただきました。また、審議にご協力をいただき、誠にありがとうございました。 これをもちまして令和8年度第1回津市隣保館運営審議会を閉会いたします。 皆さま、どうもお疲れさまでした。